

# 月報 しろいし 10月号

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) 〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8  
TEL:0224-25-3107 FAX:0224-25-8977

## 労働市場の動向(令和4年8月内容)

### 【求職の動き】

☆新規求職者は133人となり、前年同月比で2.3%増加した。

☆月間有効求職者数は600人となり、前年同月比で5.6%増加した。

### 【求人の動き】

☆新規求人数は、一般とパートの合計で231人となり、前年同月比で、13.2%増加した。

内訳では、一般求人は4.4%増加し、パート求人は30.9%増加した。

☆月間有効求人数は701人となり、前年同月比で2.6%増加した。

### 【有効求人倍率の動き】

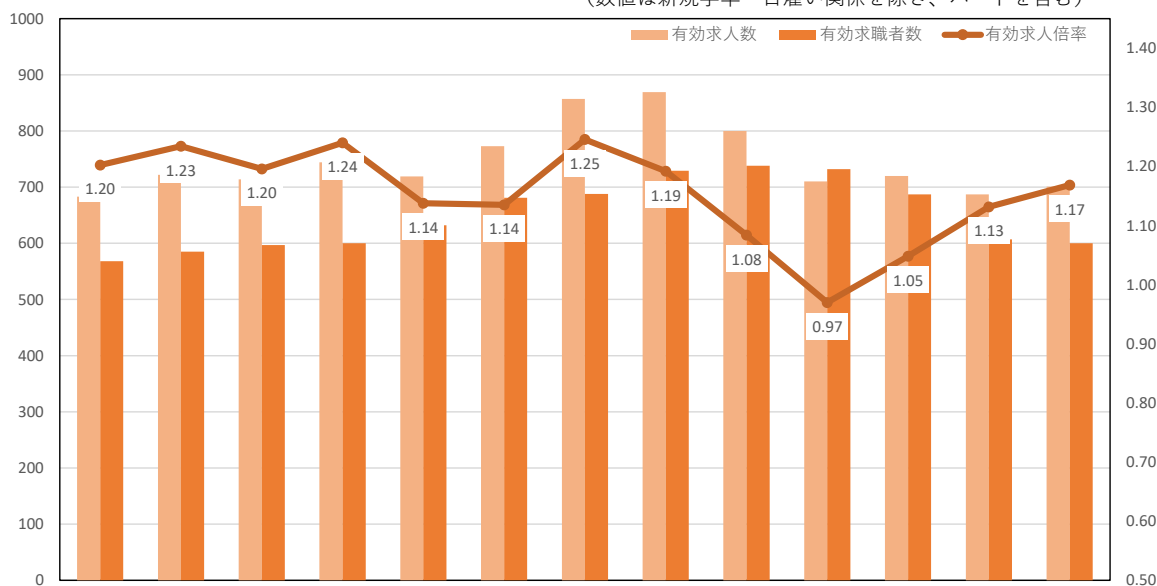
☆有効求人倍率は、前年同月を0.03ポイント下回る1.17倍であった。

内訳では一般の有効求人倍率が1.26倍、パートの有効求人倍率が1.00倍となった。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

## 有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月
有効求人	683	722	714	744	719	773	857	869	800	710	720	687	701
有効求職者	568	585	597	600	632	681	688	729	738	732	687	607	600
有効求人倍率	1.20	1.23	1.20	1.24	1.14	1.14	1.25	1.19	1.08	0.97	1.05	1.13	1.17

一般職業紹介状況（令和4年8月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	133	29.1	2.3	
	うち男	74	21.3	8.8	
	うち女	57	35.7	▲ 8.1	
	年 齢 別	～44歳	57	39.0	▲ 3.4
		45～54歳	27	35.0	▲ 6.9
		55歳～	49	16.7	16.7
	月間有効求職者数	600	▲ 1.2	5.6	
	うち男	309	0.7	8.0	
	うち女	286	▲ 3.4	1.4	
	年 齢 別	～44歳	235	0.4	0.0
45～54歳		102	▲ 7.3	5.2	
55歳～		263	0.0	11.4	
求 人 関 係	新規求人数	231	11.6	13.2	
	主 要 産 業 別	建設業	45	36.4	12.5
		製造業	35	▲ 37.5	16.7
		卸売・小売業	17	▲ 37.0	▲ 43.3
		飲食店・宿泊業	45	28.6	221.4
		医療・福祉	47	51.6	▲ 16.1
月間有効求人数	701	2.0	2.6		
就 職 関 係	紹介件数	111	▲ 11.9	▲ 32.7	
	うち男	58	▲ 17.1	▲ 38.9	
	うち女	53	▲ 5.4	▲ 24.3	
	就職件数	42	▲ 4.5	16.7	
	うち男	19	▲ 13.6	▲ 9.5	
	うち女	23	4.5	53.3	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和4年8月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	822	821	817	
	資 格 取 得 者 数	112	100	98	
	資 格 喪 失 者 数	92	104	94	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,104	11,109	11,118	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	40	29	35
		受給者実人員	189	176	145
		支給金額(千円)	23,494	18,160	15,293
	高 齢	受給者数	14	9	10
		支給金額(千円)	2,831	1,836	2,486
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再 就 職 手 当	支給人員	9	13	11
支給金額(千円)		3,469	4,164	3,556	

# 宮城県最低賃金

## 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **883** 円

**令和4年10月1日から！**

（ 9月30日までは時間額853円 ）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室

022—299—8841

仙台 労働基準監督署	022 - 299 - 9075
石巻 労働基準監督署	0225 - 22 - 3365
古川 労働基準監督署	0229 - 22 - 2112
大河原 労働基準監督署	0224 - 53 - 2154
瀬峰 労働基準監督署	0228 - 38 - 3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

# 支払われる賃金 と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当および家族手当

## 最低賃金の計算方法

### (1) 時間給制の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

### (2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

### (3) 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

### (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

### (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

## 【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額883円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給153,500円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給 153,500円 × 12ヶ月

885.57円 883円

8時間 × 年間所定労働日数 260日

この場合は最低賃金額以上となっています。